

農地中間管理事業に係る利害関係人の意見聴取

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第3項の規定による利害関係人の意見聴取のため、公衆の縦覧に供する。

なお、当該土地に係る利害関係人は、当該土地の利用権の設定等について、縦覧期間の満了の日までに高知県農業公社理事長に対して、意見書を提出することができる。

令和8年 7月 6日

農地中間管理機構  
公益財団法人高知県農業公社

1 農用地利用集積等促進計画の概要

| 申請年度・番号 |      | 賃借権の設定をする農用地 | 地番    | 設定期間 |
|---------|------|--------------|-------|------|
| 8年      | 第 8号 | 香美市香北町永瀬字大サコ | 921-1 | 5年   |

2 縦覧期間・方法

令和8年7月6日(月)から令和8年7月13日(月)まで  
機構ホームページに掲載

3 意見聴取の期間・提出方法

縦覧の期間中  
郵送(書留郵便、配達記録便に準じるもの)または持参とし縦覧期間満了日までに必着のこと

4 意見書の提出先

780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52  
公益財団法人高知県農業公社

5 意見聴取の対象となる利害関係人

利害関係人とは、機構が賃借権の設定等を行う農用地等のある地区(大字、集落)において、借受等を希望する者及び当該地区の実情を熟知する者(集落の代表者等)のことをいいます。